

【参照】学校法人鹿児島純心女子学園 鹿児島純心大学ガバナンス・コード

<https://www.k-junshin.ac.jp/jundai/dcms/wp-content/uploads/2023/09/07ef1f2be43b89c360ca768d68c9be69.pdf>

点検結果（○：遵守，△：不十分，×：未取組）

大項目	中項目	小項目	チェック内容	点検結果	備考
1-1 建学の精神	(1) 建学の精神・理念			○	4月、9月教職員全体研修会
	(2) 建学の精神・理念に基づく人材像			○	学園標語、4月教職員全体研修会
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等	①	カトリック精神に基づく人格教育を行い、学問研究及び教育の機関として、広い知識と深い専門の学芸とを教授し、知的・道徳的及び応用的能力をもつ人間形成につとめ、真理と平和を愛し、文化の発展と人類の福祉に寄与する人物を育成することを使命とする。	○	学則第2条
		②		○	学則第3条の2第1項
		③		○	学則第3条の2第2項
		④		○	学則第3条の2第1項
		⑤		○	大学院学則第3条
	(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて	①	安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。	○	鹿児島純心大学中長期計画(H29～R9) 鹿児島純心大学中長期計画に係る実施計画 (R5～R9)
		②	中期的な計画の進捗状況、財務状況については、鹿児島純心女子学園経営改善戦略本部会議及び鹿児島純心大学管理・運営会議、同評議会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。	○	大学HP
		③	財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。	○	S D研修会(5月29日)、事務部局長・課長合同会議
		④	改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。	○	事務局課長会、定例課長会
		⑤	経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。	○	経営改善研修会(5.29)
		⑥		○	学園中・長期計画、大学中・長期計画、学園経営改善計画
	(3) 私立大学の社会的責任等	①	自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。	○	学園事業計画
		②	学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生保護者、卒業生、地域社会構成員等のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。	○	建学の精神、後援会の充実、進路支援課によるリサーチ、地域連携推進懇話会の開催、薩摩川内市との包括連携協定
		③	私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。	○	R5.4.1 男女共学化 教職員全体研修会(4月、9月) 障害のある学生への支援に関する基本方針
	2-1 理事会	(1) 理事会の役割	①	ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。	○
②			ア 理事会において議決する学校法人における重要事項寄附行為等に明示します。	○	寄附行為第27・31・32・39・40・41・42・45・47条
			イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録、保管します。	○	経理部金庫保管
			ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。	○	学長、校長が理事
③	ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。	○	運営責任者の任命を行い、毎年中長期計画における自己点検評価について審議を行っている (R4.10.11)		

		イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。	○	寄附行為第15条
		ア 学長が任務を果たすことができるようにするため、理事会の権限の一部を学長に委任しています。	○	理事会業務委任規則第4条
	④	イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。	○	副学長を配置
		ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。	○	大学事務組織規程等
	⑤	ア 理事会は、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。	○	理事長の代理権限順位（H31.1.23理事会） 保有株の売買予定等
		イ 審議に必要な時間は十分に確保します。	○	
	⑥	役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。	○	私学法第44条の2, 3 該当事例はない
	⑦	役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。	○	私学法第44条の4 該当事例はない
	⑧	役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。	○	寄附行為第46条
	⑨	理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。	○	寄附行為第15条13号 該当議事の審議の間、退席いただく対応 (例) R4.3.8理事会議案16号
2-2 理事	(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。	○	寄附行為第11条
		② 理事長を補佐する理事として、常任理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。	○	H31.1.23理事会において第1位平山理事、第2位久松理事と決定 R3.9.14常任理事会にて担当制決定
		③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。	○	寄附行為第10条
		④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。	○	違反事例がない
		⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	○	私学法第44条の3 該当事例なし
		⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。	○	該当事例なし
		⑦ 本学園と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	○	R4.3.8理事会議案16号
	(2) 学内理事の役割	① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。	○	常任理事会開催（月1回）
		② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	○	学長が理事
	(3) 外部理事の役割	① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。	○	外部理事が2人 (野田理事、古木理事)
		② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。	○	R5.1.17理事会議案1・4号・報告事項について野田理事から、3号議案について古木理事から意見
		③ 外部理事には、理事会審議事項に関し必要な情報提供を行い、理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	○	法人本部総務部が事前に資料を持参し、確認をいただいている。
	(4) 理事への研修機会の提供と充実	全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。	○	R5.3.13 学校法人ガバナンス改革に係る私学法改正の動きについて研修を実施

2-3 監事	(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	①	監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	○	私学法第44条の3 該当事例なし	
		②	監事は、その責務を果たすため、理事会・評議員会及びその他の重要会議に出席することができます。	○	理事会・評議員会出席	
		③	監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	○	監査報告書に署名有	
		④	監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。	○	寄附行為第14条1号5項 該当事例なし	
		⑤	監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	○	寄附行為第14条3号 該当事例なし	
	(2) 監事の選任	①	監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。	○	寄附行為第7条 R3.3.9評議員会	
		②	監事は2名置くこととします。	○	岩男監事、染川監事（R5.9.1現在）	
		③	監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	○	岩男監事（H4就任） 染川監事（H22就任）	
	(3) 監事監査基準	①	監査機能の強化のため、学校法人鹿児島純心女子学園監事監査規程を作成します。	○	規程されている	
		②	監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	○	R5.4.19策定	
		③	監事は、学校法人鹿児島純心女子学園監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	○	R5.5.15理事会、評議員会で報告 HPにて公表	
	(4) 監事業務を支援するための体制整備	①	監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。	○	会計監査実施時に、3者による意見交換を実施している（R5.4.19）	
		②	監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	○	文科省主催のオンライン研修を受講（R4.12.22）	
		③	本学園は、監事に対し、理事会審議事項に関し必要な情報提供を行い、理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	○	法人本部総務部が事前に資料を持参し、確認をいただいている。	
		④	その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	○	学園内部監査室が主に支援を行う	
	2-4 評議員会	(1) 諮問機関としての役割	①	予算、事業計画に関する事項	○	寄附行為第20条
			②	中期的な計画の策定		
			③	借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項		
			④	役員報酬に関する基準の策定		
			⑤	予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄		
⑥			寄附行為の変更			
⑦			合併			
⑧			目的たる事業の成功の不能による解散			
⑨			寄附金品の募集に関する事項			
⑩			その他、本学園の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの			
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。			×	意見発言なし		
(3) 評議員会は、本学園の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。			○	寄附行為第21条		
(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。			○	寄附行為第7条 R3.3.9評議員会		
2-5 評議員	(1) 評議員の選任	①	評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。	○	理事9名、評議員19名（R5.9.1現在）	

		<p>評議員となる者は、次に掲げる者としています。</p> <p>ア 理事のうちから、理事の互選によって定められた者</p> <p>イ 本学園の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <p>② ウ 本学園の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <p>エ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者</p>	○	寄附行為第22条
		<p>③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。</p>	○	外部から有識者を選出している
		<p>④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。</p>	○	寄附行為第22条
	(2) 評議員への研修機会の提供と充実	<p>① 本学園は、評議員に対し審議事項に関し必要な情報提供を行い、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。</p>	○	法人総務部がサポートを行う
		<p>② 本学園は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。</p>	○	R5.3.13 学校法人ガバナンス改革に係る私学法改正の動きについて研修を実施
3-1	(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	<p>①</p>	○	
		<p>② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。</p>	○	理事会業務委任規則第4条
		<p>③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。</p>	○	4月、9月の教職員全体研修会
	(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）	<p>① 「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」としています。</p>	○	学則第6条
		<p>② 「各学部で学部長を置き、学部長は当該学部に関する校務をつかさどり、所属職員を指導監督する。」としています。</p>	○	学則第6条
3-2	(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）	<p>教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。</p>	○	学則第10条
4-1	(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	<p>① 学部ごとの3つの方針（ポリシー）</p>	○	大学案内、学生便覧、大学HP
		<p>② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。</p>	○	大学HP
		<p>③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。</p>	○	学生相談案内パンフ（ハラスメントのないキャンパス）、鹿児島純心女子学園ハラスメント防止等に関する規則
4-2	(1) 教職協働		○	中長期計画に係る実施計画の自主点検評価 3月実施
	(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	<p>① ア 常任理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度明示します。</p> <p>イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。</p>	○	教職員全体研修会（4月、9月）
		<p>② ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。</p> <p>イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。</p>	○	企画・FD・SD委員会（3月、4月）
		<p>③ ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。</p> <p>イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。</p>	○	FD・SD年間計画による研修
		<p>ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。</p>	○	FD・SD年間計画
			○	企画・FD・SD委員会で検討し年間計画の作成

4-3 社会に対して	(1) 認証評価及び自己点検・評価	①	評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。	○	2022年受審に伴う指摘事項等の是正
		②	教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。	○	毎年度の自己点検・評価、年度毎の事業計画の策定、事業実績の報告
		③	自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	○	研究紀要、各種センター報等での公表、大学HPでの公開
	(2) 社会貢献・地域連携	①	資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。	○	公開講座、出張講義、子ども大学、研究紀要、各種センター報
		②	産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産官学等の結節点として機能します。	○	民間からの委託研究・共同研究、地域連携推進室の窓口強化
		③	地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。	○	社会人特別選抜制度、研究生、委託生、科目等履修の受入、公開講座等の開設
		④	大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。	○	避難所の登録
		⑤	環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	○	薩摩川内市のSDGs推進企業として登録
	4-4 危機管理及び法令遵守	(1) 危機管理のための体制整備	①	危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。	○
②			災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。	○	安全点検、防火・防災管理組織,
③			事業継続計画の策定に取り組めます。	△	BCP作成に向けての情報収集と調整中
(2) 法令遵守のための体制整備		①	全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。	○	法令の遵守
		②	法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	○	学園公益通報者に関する規程
5-1 情報公開の充実	(1) 法令上の情報公表	①	教育・研究に資する情報公表	○	大学HP、大学案内、学生便覧、紀要等
		②	本学園に関する情報公表	○	法人HP
	(2) 自主的な情報公開		法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。	○	大学HP、各種パンフレット等
	(3) 情報公開の工夫等	①	上記(1)②に関する情報については、Web公開に加え学園事務局に備え置き、請求があれば閲覧に供します。	○	総務部に備え付け
		②	情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。	○	学園情報の公開及び開示規則
		③	公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポータル」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。	○	学園・大学HP、大学案内、学生便覧、紀要等、各種大学パンフレット等
		④	公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	○	大学HP